

柏市公設総合地方卸売市場業務条例規則第 45 条及び第 48 条に基づき、以下の事項について公表しております。

一 営業日及び販売時間

営業日 当市場の開設者が定める開場日といたします。

当ホームページのカレンダーを参照ください。

販売時間 午前 5：30～午前 11：00

二 取扱品目

水産物及びその加工品

三 生鮮食料品等の引き渡しの方法

出荷者に対しては受託契約約款又は当事者間の個別契約、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものとします。

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者及び
売買参加者が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者負担について（金額の詳細な計算式についてはお問合せ下さい）

(一)通信費（物品販売にあたって連絡等に要する費用）

(二)運送料（物品の卸売場までの運搬及び積み降ろしに要する費用）

(三)荷役料（印分け、配列料、小運搬等荷役に要する費用）

(四)送金料（仕切金振込に要する費用）

(五)保管料（物品を冷蔵その他の方法による保管に要する費用）

(六)調整費（増氷、容器、手入加工その他の調整に要する費用）

(七)立替金（当社が立替えた費用）

(八)委託手数料（税抜委託販売価格×5.5%×本則消費税率）

その他上記以外については、出荷者に対するものは受託契約約款及び当事者間の個別契約、仲卸業者等買受人に対するものは当事者間の個別契約によるものとします。

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

支払期日 原則受託契約約款及び当事者間の個別契約によるものとします。(当該日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日となります)。出荷者の希望により月 1~3 回に支払日をまとめることもできます。

支払方法 銀行振込

六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む)

完納奨励金(仲卸業者が期日内に完納した場合の奨励金)

売立日含む営業日八日以内入金	完納額×0.40%
売立日含む営業日十日以内入金	完納額×0.35%
売立日含む営業日十五日以内入金	完納額×0.20%

七 先月の税込委託手数料総額、税込完納奨励金の総額

委託手数料	4,471,018	円
完納奨励金	2,359,352	円

以上